

業務委託共通仕様書

この仕様書は、業務の実施に係る共通事項を示すものであって、実施にあたっては、甲・乙誠意を持って行なうものとする。

(法令の遵守)

1 乙は、業務の実施にあたっては、関係諸法令を遵守しなければならない。

(業務の実施)

2 (1) 乙は、業務の実施にあたっては、資格、技能等で適した従業員を配置するものとする。

(2) 乙は、誠実かつ善良なる管理者の注意義務をもって業務を行なうものとする。

(業務の実施責任)

3 乙の行なった業務の実施に瑕疵があり、又は善良なる管理者の注意を欠いたために不完全な実施がされた場合は、乙は、甲に対し直ちに完全な実施となるよう補完するものとする。ただし、乙の責めに基づかないときは、この限りではない。

(責任者の指定)

4 (1) 乙は、業務の実施にあたり、責任者を選任し、次の任にあたらせるものとする。

ア 業務の実施に関する甲との連絡調整

イ 自動販売機業務仕様書に基づく細部事項の打ち合わせ

ウ 業務に従事する乙の従業員の管理及び指揮監督

(2) 甲又は甲の指定した監督員は、業務の実施に関し、仕様書に基づく注文等は、乙の選任した責任者に対して行なうものとし、乙の責任者以外の従業員に直接これを行なってはならない。

(規律の維持)

5 乙は、業務に従事する従業員の教育指導に万全を期すとともに風紀及び規律の維持に責任を負い、秩序ある業務の実施に努めるものとする。

(異常又は事故報告)

6 (1) 乙は、建物全体、付帯施設・設備等に損傷及び不良の個所を発見したときは、その旨を直ちに甲に連絡するものとする。

(2) 事故が発生したときは、直ちに適切な措置を講ずるとともに、甲に書面により報告するものとする。

(その他)

7 業務にあたっては、次の事項に留意するものとする。

ア 火気の使用にあたっては、十分注意するものとする。

イ 電気、水の使用にあたっては、十分注意するものとする。

ウ 水の使用又は機械器具等の使用により、建物・器物等に損傷を与えぬよう注意するものとする。

エ 衛生に留意するものとする。

自動販売機の業務仕様書

- 1 乙は、業務委託共通仕様書に基づくほか、この業務仕様書により実施するものとし、記載されていない細部の事項については、甲・乙協議し決定するものとする。
- 2 乙は、業務の実施による販売品目、販売価格その他基本的事項については、あらかじめ甲の承認を得るものとする。
- 3 乙が、業務を行なう為に必要な設備、備品等は、甲・乙協議のうえ定めるものを、原則乙の負担においてこれを準備調達し、使用するものとする。また、当該業務に必要な許認可がある場合は、原則乙の負担において取得するものとする。
- 4 乙は、自動販売機に隣接して空き缶等の回収容器を設けるものとし、商品補充、保守管理その他必要な都度、空き缶等を回収しなければならない。また、回収の際には、自動販売機周辺の清掃を行なうものとする。
- 5 甲は、乙の使用人について、業務実施上その他の理由により不相当と認めた場合は、乙に変更を求めることができる。乙は、甲から変更を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。
- 6 売上金は、業務を実施した月の末日で締め切るものとする。
- 7 受託経費に円未満の額がある場合は、切り捨てるものとする。ただし、乙から甲に対し、端数を切り上げる申し出があった場合は、甲・乙が協議し、端数を切り上げることができる。
- 8 甲は、必要に応じて本契約に係る諸帳簿の照合、又は、提出を求めることができる。
- 9 乙は、業務に従事する従業員を指揮監督し、業務の実施に万全を期すものとする。